

邑南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 11,569	千円 12,929,621	千円 225,271	千円 1,463,103	% 11.3	% 12.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	一人当たり給与費 (類似団体)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 186	千円 691,001	千円 162,011	千円 233,067	千円 1,086,079	千円 5,839	千円 5,617

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は25年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

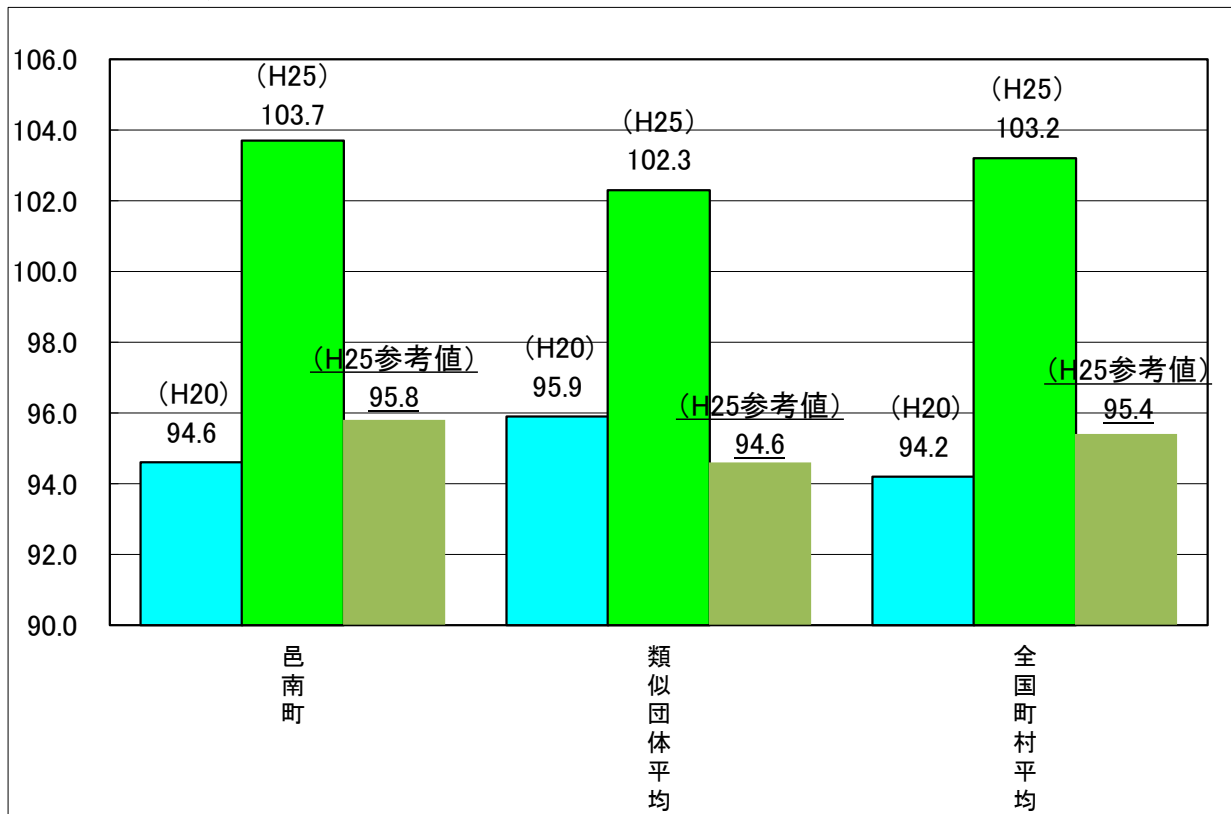
現在、特別職については、平成26年3月31日まで、減額措置を行っている。

四役以外の職員については、給料表の切替(H18.4.1実施)による現給保障額の給料に対し2.7%~3.7%の減額措置を行っている。

(平成19年3月收入役は廃止)

区 分	給料の減額率	給料月額を算定基礎とする諸手当(退職手当除く)へのはね返り
町 長	10%	10.0%
副町長	7.5%	7.5%
教育長	5%	5.0%
四役以外の職員	2.7%~3.7%	なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(平成25年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	398,500	408,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
邑南町	42.9歳	322,703 円	395,639 円	339,509 円
島根県	44.3歳	339,401 円	410,701 円	366,192 円
国	43.1歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.8歳	313,339 円	355,207 円	339,630 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
邑南町	47.2歳	297,063 円	315,051 円	301,313 円
うち用務員	47.2歳	297,063 円	315,051 円	301,313 円
島根県	58.3歳	384,447 円	428,516 円	396,696 円
国	49.9歳	272,119 286,850 円	— 円	309,534 325,400 円
類似団体	50.1歳	288,856 円	309,071 円	301,974 円

<参考>

職種	民 間				参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
用務員	用務員	53.7歳	202,700円	1.55	4,972,912円	2,809,400円	1.77

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成22年～24年の3カ年平均)

※平均給与(月額)は基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、超過労働給与額の合計である。

※技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給さ

※平均年齢、平均給与の数値は、全国の平均数値である。

- (注) 1. 「平均給料月額」とは平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2. 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
3. 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。
4. 「類似団体」とは人口と産業構造により、地方公共団体をグループ分けしたものである。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		邑南町	島根県	国	
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	171,890 円	(172,200) 円	163,987 円
	高 校 卒	140,100 円	139,847 円	(140,100) 円	133,418 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	(免許職) 152,325 円	— 円	— 円
			(非免許職) 146,435 円		

1. 表中の大学卒(上級職)採用については、邑南町では採用していない。高卒程度(初級)採用における短大卒者の初任給は161,600円である。

2. 国家公務員における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	268,900 円	310,300 円	359,600 円
	高 校 卒	223,400 円	273,500 円	306,400 円
技能労務職	高 校 卒	一 円	一 円	277,300 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

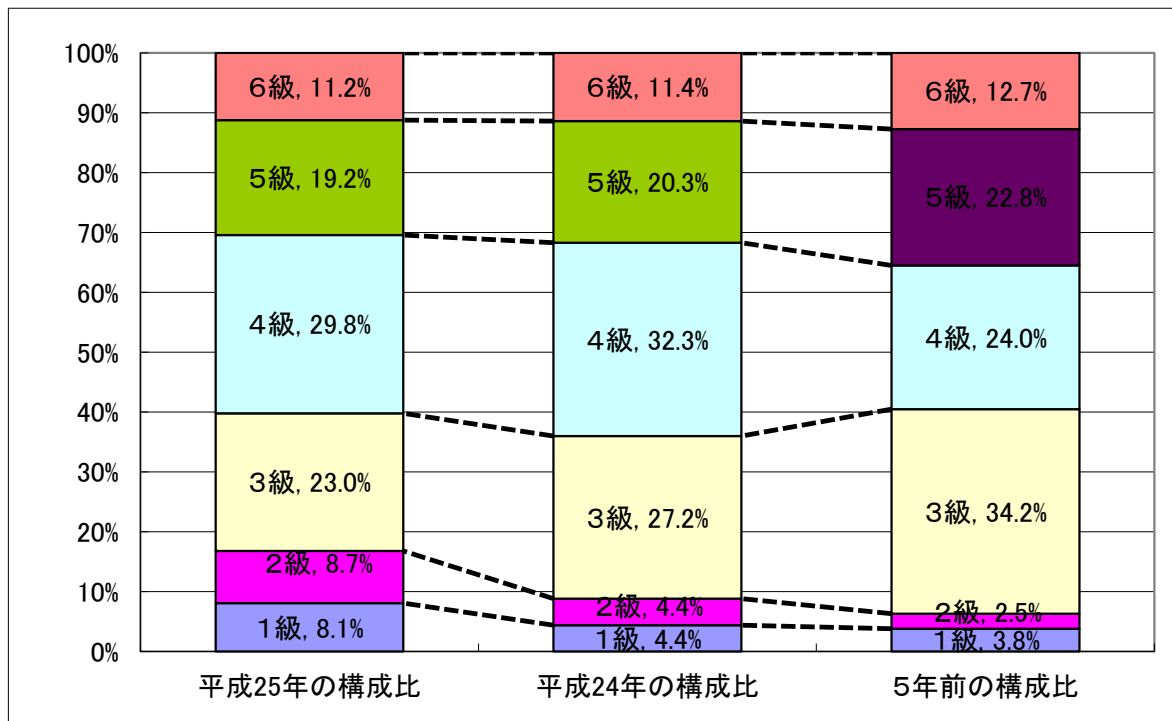
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	13 人	8.1 %
2 級	主任主事	14 人	8.7 %
3 級	主任主事	37 人	23.0 %
4 級	係長、主任	48 人	29.8 %
5 級	室長、課長補佐、所長補佐、専門監	31 人	19.2 %
6 級	課長、所長、議会事務局長 支所長、会計管理者、主査	18 人	11.2 %

(注) 平成18年4月1日給料表の全面改正により以下のとおり級を切替。

旧給料表	新給料表
1級	1級
2級	
3級	2級
4級	3級
5級	
6級	4級
7級	5級
8級	6級

(注) 1 邑南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

「邑南町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づいて、昇給を決定している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

邑南町	島根県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,356 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,459 千円	1人当たり平均支給額(24年度) — 千円
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 2.2 月分(任期付) 月分 (1.4) 月分(再任用) (0.7) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 1.3 月分 (1.25) 月分(再任用) (0.7) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45) 月分(再任用) (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5～10%	役職加算 5～20%	役職加算 5～20%
	管理職加算 15～25%	管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

「邑南町職員の給与に関する規則」に基づき支給している。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

邑南町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分
勤続25年 32.83 月分 38.9550 月分	勤続25年 32.83 月分 38.9550 月分
勤続35年 46.55 月分 55.8600 月分	勤続35年 46.55 月分 55.8600 月分
最高限度額 55.86 月分 55.8600 月分	最高限度額 55.86 月分 55.8600 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%)
1人当たり平均支給額 0 千円 25,049 千円	1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			1,019 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			1,019 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	15 %	1 人	15 %

(注) H18.4/1制度改正により「調整手当」を「地域手当」と改めた。

※22年度の制度完成時

支給対象者	支給率	国の制度(支給率)
医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成18年度から支給率を段階的に引き上げ、平成22年度で完成した。

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		5,125 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		170,840 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度決算)		14.6 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	24年度の主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税手当	税務担当職員	町税徴収事務	日額400円
火葬業務手当	支給実績なし	死体の火葬業務	1体当たり1,000円
防疫等作業従事手当	支給実績なし	感染症発生時の、防疫作業	日額400円
死体処理手当	支給実績なし	死体処理に従事	1体当たり1,000円
往診手当	診療所に勤務する医師	往診及び訪問診療	月額100,000円
診療手当	診療所に勤務する医師	診療に従事	月額200,000円
研究手当	診療所に勤務する医師	医療に関する研究調査	月額40,000円
水道及び下水道手当	水道、下水道担当職員	水道、下水道業務	月額6,000円
災害等復旧手当	支給実績なし	災害発生時の応急復旧	日額400円
用地交渉手当	支給実績なし	特に困難な土地の取得に係る交渉	日額400円
埋蔵文化財調査従事手当	支給実績なし	高度な専門技術を有し、埋蔵文化財調査に従事	日額400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	32,733 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	159 千円
支給実績(23年度決算)	29,101 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	142 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)		支給職員1人当たり	
						平均支給年額 (24年度決算)	
管理職手当	課長、議会事務局長、支所長 主査、診療所長 定額 33,000円	異なる	国(俸給の特別調整額)は役職に応じた支給 8%～25%	7,968	千円	398,400	円
初任給調整手当	医師 月額	同じ	—	4,931	千円	4,930,800	円
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初め～満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	26,510	千円	220,917	円
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円×(家賃-23,000円)÷2 持家居住者 新築・購入から5年間2,500円 (21年12月から廃止)	同じ	—	6,617	千円	189,057	円
休日勤務手当	支給額 時間外勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	484	千円	16,130	円
夜間勤務手当	交替制勤務者が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときに支給 支給額 時間外勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる				
宿日直手当	職員が宿日直勤務を行う場合に支給	同じ	—	1,512	千円	10,723	円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)	異なる	支給額、支給対象職員	29	千円	9,600	円

6 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分				給 料		月 額 等			
給料	町 長			675,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	(副 町 長			750,000	円)	792,300	円	／	353,500 円
	教 育 長			589,225	円	657,400	円	／	326,400 円
	(教 育 長			637,000	円)	-	円	／	- 円
	(教 育 長			544,350	円	-	円	／	- 円
(573,000 円)									
報酬	議 長			304,000	円	326,000	円	／	199,000 円
	副 議 長			252,000	円	269,000	円	／	171,000 円
	議 員			210,000	円	250,000	円	／	157,500 円
期末手当	町 長			(25年度支給割合)					
	副 町 長			3.00 月分					
	教 育 長								
	議 長			(25年度支給割合)					
退職手当	副 議 長			3.25 月分					
	議 員								
	議 員								
	議 員								
退職手当	町 長			(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 町 長			750,000円×在職年数×500/100		1,500万円		任期毎	
	教 育 長			637,000円×在職年数×300/100		764.4万円		任期毎	
	教 育 長			573,000円×在職年数×230/100		527.2万円		任期毎	

(注 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 議長、副議長、議員の報酬の減額については4月分のみ

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

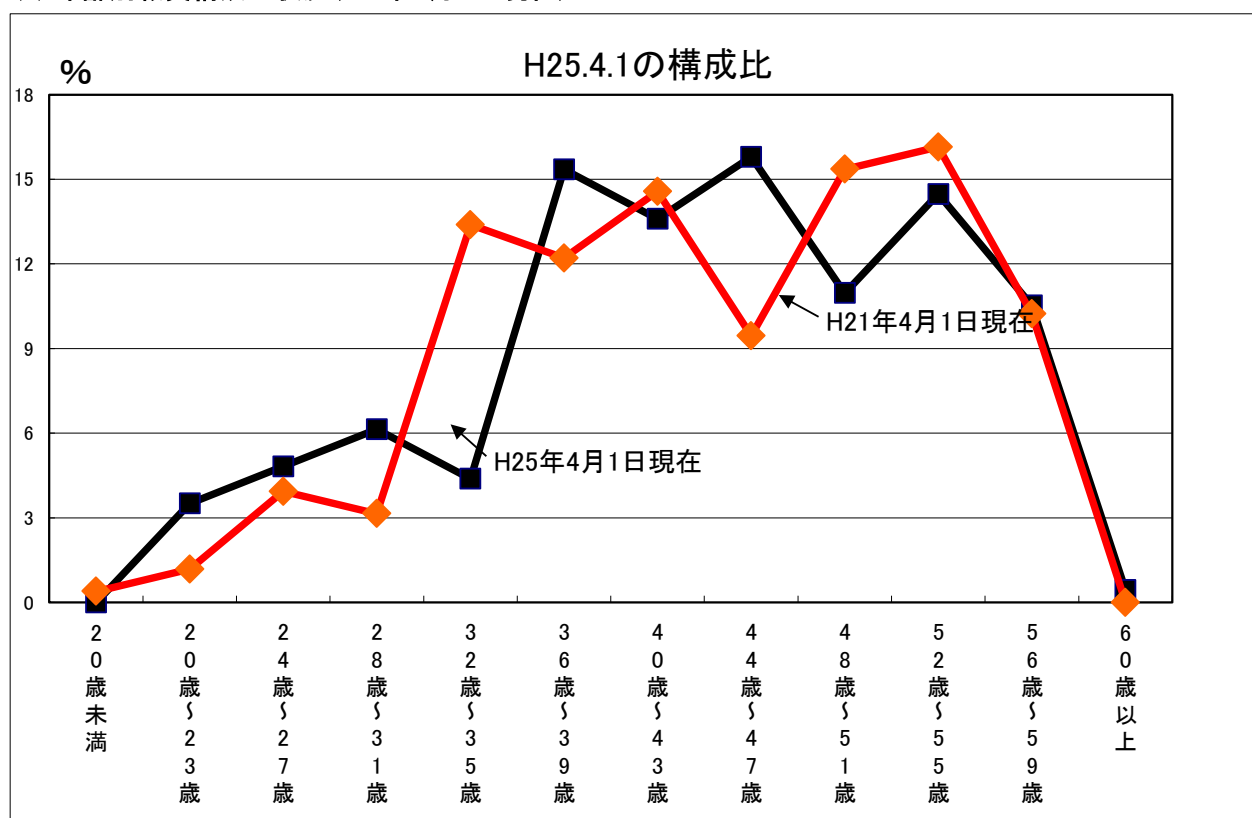
(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成24年		
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	58	60	-2	担当職員の減
	税 務	12	12	0	
	民 生	27	34	-7	担当職員の減
	衛 生	22	19	3	担当職員の増
	労 働	0	0	0	
	農林水産	20	21	-1	担当職員の増
	商 工	5	5	0	
特 別 行	土 木	12	10	2	担当職員の増
	小 計	158	163	-5	
公 営 企 業 等 部 門	教 育	36	35	1	担当職員の増
	病院	2	3	-1	退職による減
	水道	7	7	0	
	下水道	7	8	-1	担当職員の減
	その他	18	18	0	
合 計	小 計	34	36	-2	
		228	234	-6	<参考>
		[232]	[232]	[0]	人口1万人当たり職員数 197.94人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 8	人 11	人 14	人 10	人 35	人 31	人 36	人 25	人 33	人 24	人 1	人 228

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成26年4月1日における定員管理の数値目標

平成18年4月1日 職員数	平成26年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 292	人 221	人 71	% 24.3

「邑南町集中改革プラン」における定員管理の数値目標

(参考) 邑南町定員適正化計画における数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成27年3月31日	209名

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成18年～25年	(参考)
	計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	計	数値目標
減員		15	24	11	10	15	11	17	15	118	
増員		5	0	4	6	10	6	0	11	42	
差引		▲10	▲24	▲7	▲4	▲5	▲5	▲17	▲4	▲76	
職員数	288	278	254	247	243	238	233	216	212		209

(注)1 計画期間は、平成18年～27年の10年間である。